

# 生活サポートサービス 契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」と略します。）と株式会社東日本福祉経営サービス（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

## （契約の目的）

### 第1条

1. 事業者は、この契約書に従い利用者において介護保険では対応できない身体介護サービス（入浴、食事、排泄、移動・更衣、通院）・生活援助サービス（掃除、洗濯）等をセットで提供します。
2. サービス利用を希望された方の上記サービスを提供します。

## （契約期間）

### 第2条

契約期間は、契約の締結日から1年間とします。ただし、利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約と同じ条件で自動的に更新されるものとします。

## （提供するサービスの内容及びその変更）

### 第3条

1. 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数は、「日課計画表」に示すとおりとなります。
2. 利用者が利用するサービスは原則、自立支援を目的としたサービス提供とします。
3. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

## （利用料等）

### 第4条

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、月額42,900円（税込）の利用料を支払うものとし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金については、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。
2. 利用料の請求や支払方法は、「別紙」のとおりです。

## （利用料の変更）

### 第5条

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。ただし、利用者は、この変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### (利用料の滞納)

#### 第6条

1. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

### (利用者の解約権)

#### 第7条

1. 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
  - ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合
  - ② 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合
  - ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### (事業者の解約権)

#### 第8条

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

### (契約の終了)

#### 第9条

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 第2条に基づき、利用者から契約更新しない旨の申出があり契約期間が満了した場合
- ② 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- ③ 第5条もしくは第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- ④ 第6条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- ⑤ 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- ⑥ 利用者が死亡した場合

### (損害賠償)

#### 第10条

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損

害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2. 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
3. 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

#### (守秘義務)

##### 第11条

1. 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
3. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

#### (苦情処理)

##### 第12条

1. 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「別紙」に記載された事業者の相談窓口に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
3. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

#### (サービス内容等の記録の作成及び保存)

##### 第13条

1. 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、各事業年度終了後2年間保存します。
2. 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとしします。

以上のとおり、生活サポートサービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(署名代行者) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
本人との続柄 \_\_\_\_\_

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 住 所 新潟県新潟市江南区下早通柳田2丁目2番17号  
法人名 株式会社東日本福祉経営サービス  
氏 名 代表取締役 五十嵐 豊 印

(立会人) 私は、\_\_\_\_\_ (※利用者との続柄) として、この契約に立ち会いました。

立会人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(家族代表) 私は、第11条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

別紙

1. 利用料

月額 42,900 円 (税込)

2. 利用料に含まれるサービス内容

- ・特定施設入居者生活介護に相当するサービスを介護保険外で提供します。
- ・具体的なサービス内容、提供時間は入居者ごとに日課計画表で定めます。

項 目	内 容
身体介護サービス	
食事介助	随時
排泄介助・おむつ交換	
身辺介助 (移動・着替え等)	
清拭	
入浴 (一般浴) 介助	週 2 回迄
特浴介助	
通院介助	協力医療機関のみ対応
生活援助サービス	
居室清掃	2 日に 1 回 (30 分) 居室清掃を行います。
リネン交換	週 1 回リネン交換を行います。
日常の洗濯	週 2 回洗濯を行います。
居室配膳・下膳	必要時に対応します。
役所手続き代行	介護保険に係る手続きのみ対応します。
その他	
入退院時の同行	協力医療機関のみ対応

3. 支払い方法

利用料は、1 ヶ月ごとにまとめて請求し、原則口座引き落としとさせていただきます。

支払い方法	支払い要件等
口座自動振替	サービスを利用した月の翌月27日 (土祝休日は翌営業日) に、利用者が指定する口座より自動振替となります。
銀行振り込み	原則、口座自動振替となりますが、銀行振り込みをご希望する場合は別途ご相談下さい。
現金払い	原則、口座自動振替となりますが、現金払いをご希望する場合は別途ご相談下さい。

4. サービス提供事業所

【事業者（法人）の概要】

事業者（法人）の名称	株式会社 東日本福祉経営サービス
主たる事務所の所在地	〒950-0164 新潟県新潟市江南区下早通柳田 2-2-17
代表者（職名・氏名）	代表取締役 五十嵐 豊
設立年月	平成 14 年 10 月
電話番号	025-381-8256

5. サービス提供住宅 兼 苦情相談窓口

住宅情報	リーシェガーデン大泉学園 東京都練馬区大泉学園町七丁目 10-21 連絡先：03-6904-5530
------	--

※上記住宅の介護職員が本契約に基づくサービス提供を行います。

※サービス提供に関する苦情や相談は、ご入居している住宅でお受けします。